第5366号 令和5年5月30日

田北加市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

り

◇ 告 示

ページ

○ 徴収事務の委託(2件)【小倉北区役所まちづくり整備課】

2

北九州市告示第236号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、三萩野公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年5月30日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		
名称	住所	了 安 LL 朔 间
トステム株式会社北九	北九州市戸畑区川代二	令和5年4月1日から
州支社	丁目1番2号	令和6年3月31日ま
		で

北九州市告示第237号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、延命寺臨海公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。令和5年5月30日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委託期間
名称	住所	女 記 朔 间
アマノマネジメントサ	北九州市小倉南区湯川	令和5年4月1日から
ービス株式会社北九州	二丁目9番22号	令和6年3月31日ま
営業所		で